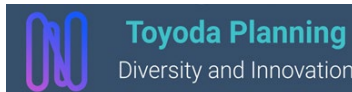


第4回
人材採用強化セミナー
&
外国人合同面接会

Toyoda Planning
豊田 友芳



- 略 歴

国内大手人材派遣会社にて人材派遣・業務請負・職業紹介事業を行った後、2011年から技能実習生・特定技能外国人等の受入事業立上げに尽力。

通訳派遣事業・翻訳事業・付随サービス事業立上げ後、各営業拠点の事業拡大・マネジメント、事業戦略部門にて業務提携・新サービス開発・各種セミナー登壇などを行う。 ※（静岡県島田市出身）

- 事業内容

外国人受入事業の総合コンサルタント
登録支援機関立上/運営/営業支援
特定技能所属機関向け自社単独支援
外国人労働者の定着改善
地方創生・多文化共生コンサルタント



本日のセミナー内容

外国人雇用の最新状況	15分
------------	-----

制度と費用、受入れまとめ	35分
--------------	-----

休憩	10分
----	-----

現地の情報（ネパール）	30分
-------------	-----

合同面接会（面接者3名）	60分
--------------	-----

本日のセミナー内容

外国人雇用の最新状況	15分
------------	-----

制度と費用、受入れまとめ	35分
--------------	-----

休憩	10分
----	-----

現地の情報（ネパール）	30分
-------------	-----

合同面接会（面接者3名）	60分
--------------	-----

2023年6月1日時点（確定値）

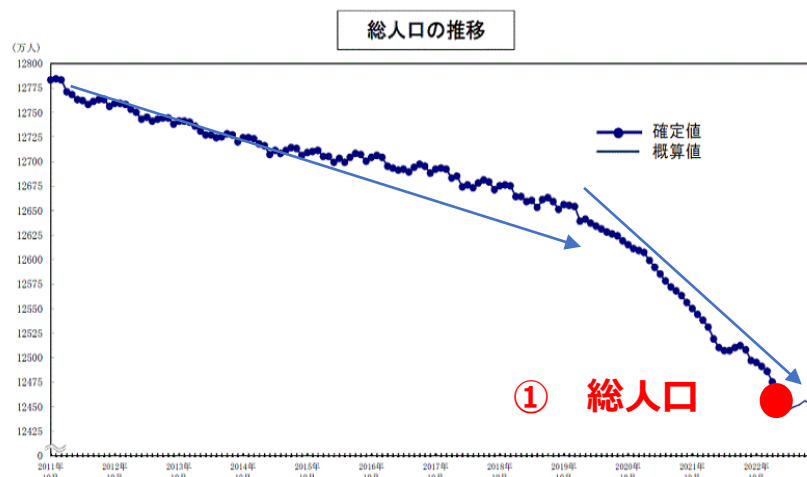
総人口：1億2451万1,000人（①）

外国人在留数：322万4,000人（②）

日本人：2022年 6月（確定値）との前年比82万4千人の減少

外国人：2023年 6月（月末時点）では前年比14.8万人の増加

総人口：2022年 6月（確定値）では前年比59万2千人の減少



人口推計（令和5年6月確定値：総務省統計局）



令和5年6月末現在における在留外国人数（出入国在留管理庁）

総人口は前回セミナーから2ヶ月で56,000人の減少

外国人の在留人数について（傾向）

在留資格別 在留外国人数の推移（2023年6月末時点：厚生労働省）

在留資格	2019年	2020年	2021年	2022年	2023/6月	前年末比
総数	2,933,137	2,887,116	2,760,635	3,075,213	3,223,858	4.8%
永住者	793,164	807,517	831,157	863,936	880,178	1.9%
定住者	204,787	201,329	198,966	206,938	211,561	2.2%
家族滞在	201,423	196,622	192,184	227,857	244,890	7.5%
技能実習	410,972	378,200	276,123	324,940	358,159	10.2%
技術人文国際	271,999	283,380	274,740	311,961	346,116	10.9%
留学	345,791	280,901	207,830	300,638	305,916	1.8%
特定技能	1,621	15,663	49,666	130,923	173,101	32.2%
特定介護のみ	19	939	5,155	16,081	21,915	36.2%
介護	592	1,714	3,794	6,284	8,093	28.8%
医療	2,269	2,476	2,482	2,467	2,564	3.9%

← COVID19入国停止期間 →

全般的に増加傾向も、特定技能介護は半年間で5,834人増

特定技能外国人の人数について

引用:法務省 特定技能外国人数の公表 令和5年6月末

https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri07_00215.html

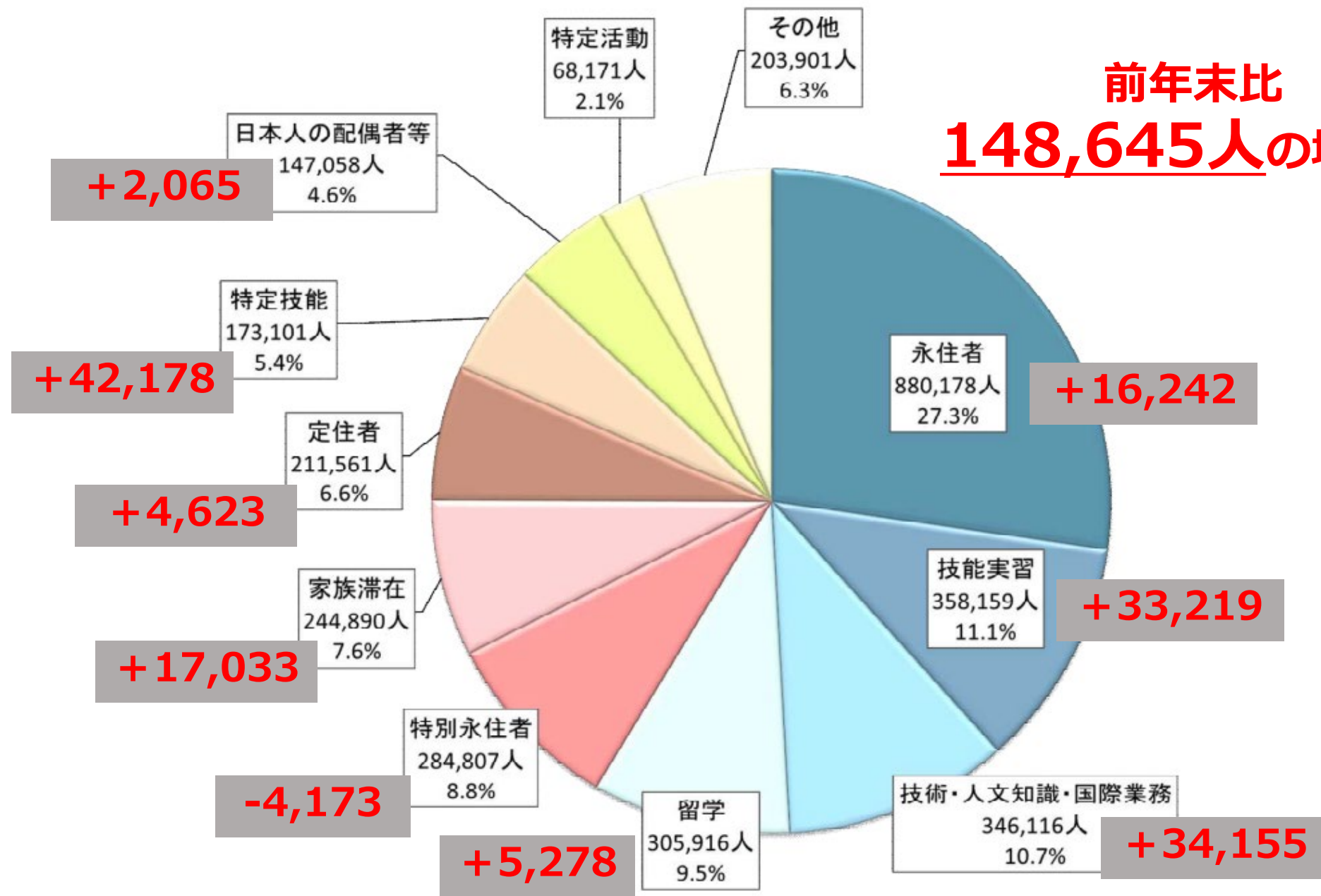
在留資格	2019年/末	2020年/末	2021年/末	2022年/末	2023年/6月	前年比
特定技能総数	1,621	15,663	49,666	130,915	173,089	197.9%
介護	19	939	5,155	16,081	21,915	210.5%
ビルクリーニング	13	184	650	1,867	2,728	240.8%
製造3分野	429	3,208	9,802	27,725	35,641	199.5%
建設	107	1,319	4,871	12,768	18,429	217.0%
造船船舶用	58	413	1,458	4,602	6,377	229.7%
自動車整備	10	151	708	1,738	2,210	181.1%
航空	0	13	36	167	342	432.9%
宿泊	15	67	121	206	293	183.1%
農業	292	2,387	6,232	16,459	20,882	182.1%
漁業	21	220	549	1,638	2,148	204.6%
飲食料品製造	557	5,764	18,099	42,505	53,282	179.9%
外食業	110	998	1,985	5,159	8,842	276.4%

COVID19入国停止期間

特定技能2号は現在12名（中国7名 ベトナム5名）

外国人の在留人数について（資格別）

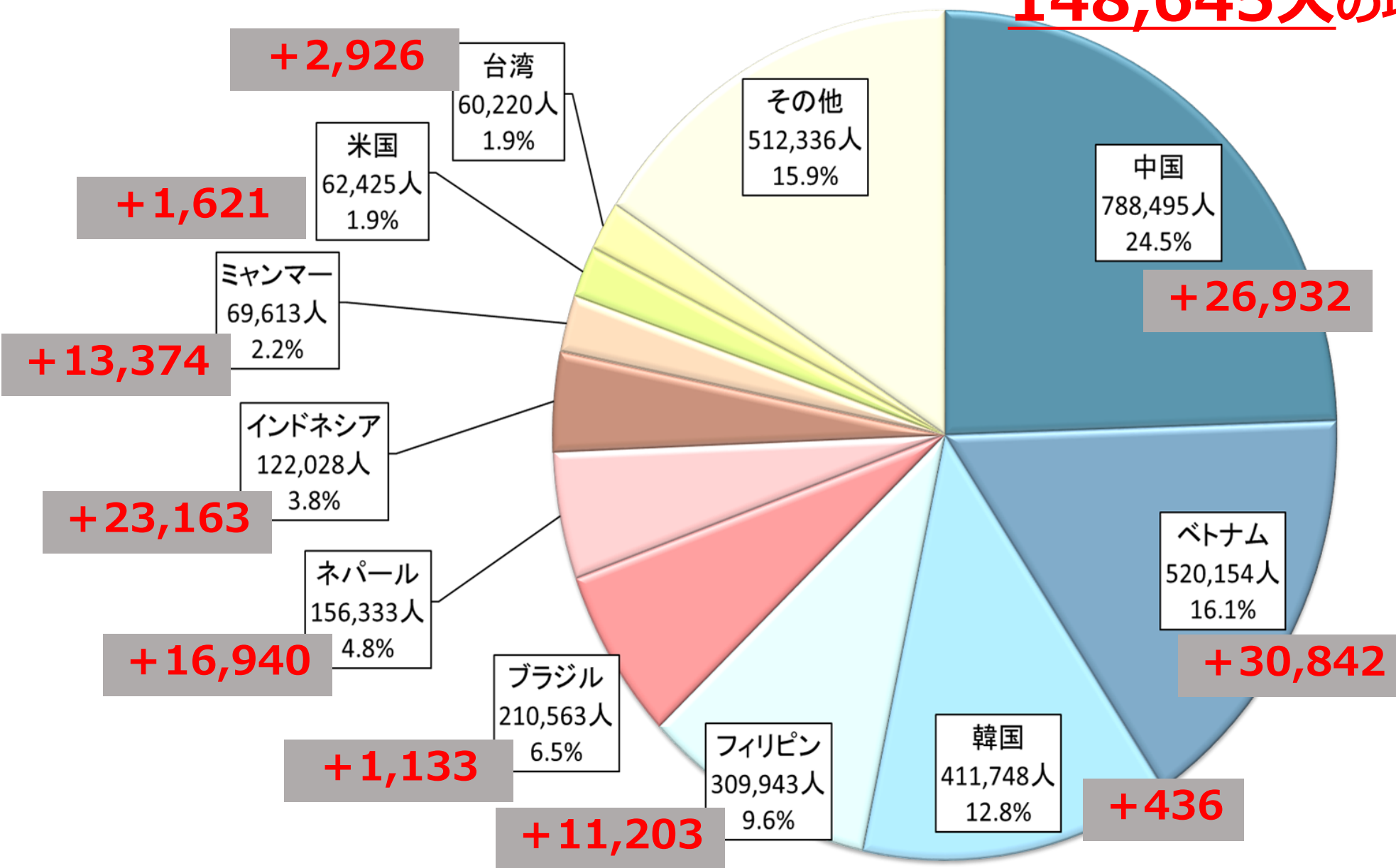
在留外国人の構成比（在留資格別） 令和5年6月末



外国人の在留人数について（国別）

在留外国人の構成比（国籍・地域別） 令和5年6月末

前年末比
148,645人の増加！



介護分野の外国人在留数まとめ

在留資格	在留者数
E P A 介護福祉士・候補者	在留者数：2,935人（うち資格取得者762人） ※2023年9月1日時点（国際厚生事業団調べ）
在留資格「介護」	在留者数：6,284人 ※2022年12月末時点（入管庁）
技能実習	在留者数：15,011人 ※2022年6月末時点（入管庁）
特定技能	在留者数：21,915人 ※2023年6月末時点（速報値）（入管庁）

4つの在留資格で46,145人の外国人介護士が在留

1. 技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議

外国人が日本で働きながら技能を習得する技能実習制度等を見直すため、2022年12月より有識者を集めて実施中。現在計15回の会議が実施され、年内をめどに見直し案をまとめる。技能実習制度は多額の借金を抱えて来日し、制度上転職ができず、重大な人権侵害や賃金未払いなどの問題が相次ぎ、突然行方不明となる「失踪」者が後を絶たない。2022年の失踪数は9,000人を超えた。

2. 外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会

介護人材の不足が見込まれる中、外国人が従事できる業務範囲の拡大に向け、厚生労働省の有識者検討会が24日初会合を開き、議論に着手した。コミュニケーション面での懸念から認められていない自宅などへの訪問サービス等について、解禁するか検討。年内に制度見直しの方向性を示す。

より良い制度への改正で人材の確保が目的

制度見直しについて（技能実習）

技能実習生制度を廃止「育成就労制度」に名称変更 ※最終報告書



政府の有識者会議は今の制度を廃止するとした最終報告書をまとめました。基本的に3年で一定の専門性や技能を持つ水準にまで育成、専門の知識が求められる特定技能制度へのつながりを重視し、受け入れる職種を特定技能に限定。

一方で、特定技能への移行には、技能と日本語の試験に合格するという条件を加えます。

また、これまで原則できなかった別の企業などに移る「転籍」は、1年以上働いたうえで、一定の技能と日本語の能力があれば同じ分野にかぎり認めることにしています。

期間をめぐっては2年までとすることも検討されましたが、制度が複雑になるなどとして盛り込まれませんでした。

さらに、実習生の多くが母国の送り出し機関や仲介者に多額の手数料を支払って来日していることを踏まえ、負担軽減を図るために、日本の受け入れ企業と費用を分担する仕組みを導入します。

有識者会議は早ければ来週にも、最終報告書を小泉法務大臣に提出する方針です。

引用 NHKNEWS : 2023年11月24日

早ければ来年の通常国会で審議される予定

技能実習有識者会議での最新まとめ

最終報告書（案）（概要）（技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議事務局作成）

資料1-2

① 見直しに当たっての基本的な考え方

見直しに当たっての3つの視点（ビジョン）

国際的にも理解が得られ、日本が外国人材に選ばれる国になるよう、以下の視点到重点を置いて見直しを行う。

外国人の人権保護

外国人の人権が保護され、労働者としての権利性を高めること

外国人のキャリアアップ

外国人がキャリアアップしつつ活躍できる分かりやすい仕組みを作ること

安全安心・共生社会

全ての人安全安心に暮らすことができる外国人との共生社会の実現に資するものとする

見直しに当たっての4つの方向性

- 1 技能実習制度を、人材確保と人材育成を目的とする新たな制度とするなど、実態に即した見直しとすること
- 2 外国人材に日本が選ばれるよう、技能・知識を段階的に向上させその結果を客観的に確認できる仕組みを設けることでキャリアパスを明確化し、新たな制度から特定技能への円滑な移行を図ること
- 3 人権保護の観点から、一定要件の下で本人意向の転籍を認めるとともに、監理団体等の要件厳格化や関係機関の役割の明確化等の措置を講じること
- 4 日本語能力を段階的に向上させる仕組みの構築や受入れ環境整備の取組により、共生社会の実現を目指すこと

留意事項

- 1 現行制度の利用者等への配慮
見直しにより、現行の技能実習制度・特定技能制度の利用者に無用な混乱や問題が生じないように、また、不当な不利益や悪影響を被る者が生じないように、きめ細やかな配慮をすること
- 2 地方や中小零細企業への配慮
とりわけ人手不足が深刻な地方や中小零細企業においても、人材確保が図られるように配慮すること

② 提言

1 新制度及び特定技能制度の位置付けと関係性等

- ・ 現行の技能実習制度を発展的に解消し、人材確保と人材育成を目的とする新たな制度を創設。
- ・ 基本的に3年の育成期間で、特定技能1号の水準の人材に育成。
- ・ 特定技能制度は、適正化を図った上で現行制度を存続。
※現行の企業単独型技能実習のうち、新制度の趣旨・目的に沿うものは適正化を図った上で引き続き実施し、趣旨・目的を異にするものは、新制度とは別の枠組みでの受入れを検討。

2 新制度の受入れ対象分野や人材育成機能の在り方

- ・ 受入れ対象分野は、現行の技能実習制度の職種等を機械的に引き継ぐのではなく新たに設定し、特定技能制度における「特定産業分野」の設定分野に限定。
※国内における就労を通じた人材育成になじまない分野は対象外。
- ・ 従事できる業務の範囲は、特定技能の業務区分と同一とし、「主たる技能」を定めて育成・評価(育成開始から1年経過・育成終了時までには試験を義務付け)。
- ・ 季節性のある分野(農業・漁業)で、実情に応じた受入れ・勤務形態を検討。

3 受入れ見込数の設定等の在り方

- ・ 特定技能制度の考え方と同様、新制度でも受入れ対象分野ごとに受入れ見込数を設定(受入れの上限数として運用)。
- ・ 新制度及び特定技能制度の受入れ見込数や対象分野は経済情勢等の変化に応じて適時・適切に変更。試験レベルの評価等と合わせ、有識者等で構成する会議体の意見を踏まえ政府が判断。

4 新制度での転籍の在り方

- ・ 「やむを得ない場合」の転籍の範囲を拡大・明確化し、手続を柔軟化。
- ・ これに加え、以下を条件に本人の意向による転籍も認める。
 - 計画的な人材育成等の観点から、一定要件(同一機関での就労が1年超/技能検定試験基礎級・日本語能力A1相当以上の試験(日本語能力試験N5等)合格/転籍先機関の適正性(転籍者数等))を設け、同一業務区分に限る。
- ・ 転籍前機関の初期費用負担につき、正当な補填が受けられるよう措置を講じる。
- ・ 監理団体・ハローワーク・技能実習機構等による転籍支援を実施。
- ・ 育成終了前に帰国した者につき、それまでの新制度による滞在が2年以下の場合、前回育成時と異なる分野・業務区分での再入国を認める。
- ・ 試験合格率等を受入れ機関・監理団体の許可・優良認定の指標に。

5 監理・支援・保護の在り方

- ・ 技能実習機構の監督指導・支援保護機能や労働基準監督署・地方出入国在留管理局との連携等を強化し、特定技能外国人への相談援助業務を追加。
- ・ 監理団体の許可要件等厳格化。
 - 受入れ機関と密接な関係を有する役職員の監理への関与の制限/外部監視の強化による独立性・中立性確保。
 - 職員の配置、財政基盤、相談対応体制等の許可要件厳格化。
- ・ 受入れ機関につき、受入れ機関ごとの受入れ人数枠を含む育成・支援体制適正化、分野別協議会加入等の要件を設定。
※優良監理団体・受入れ機関については、手続簡素化といった優遇措置。

6 特定技能制度の適正化方策

- ・ 新制度から特定技能1号への移行は、以下を条件。
 - ①技能検定試験3級等又は特定技能1号評価試験合格
 - ②日本語能力A2相当以上の試験(日本語能力試験N4等)合格※当分の間は相当講習受講も可
- ・ 試験不合格となった者には再受験のための最長1年の在留継続を認める。
- ・ 支援業務の委託先を登録支援機関に限定し、職員配置等の登録要件を厳格化/支援実績・委託費等の開示を義務付け。キャリア形成の支援も実施。
- ・ 育成途中の特定技能1号への移行は本人意向の転籍要件を踏まえたものとする。

7 国・自治体の役割

- ・ 入管、機構、労基署等が連携し、不適正な受入れ・雇用を排除。
- ・ 制度所管省庁は、地域協議会の組織等を含む制度運用の中心的役割。
- ・ 業所管省庁は、受入れガイドライン・キャリア形成プログラム策定、分野別協議会の活用等。
- ・ 日本語教育機関の日本語教育の適正かつ確実な実施、水準の維持向上。
- ・ 自治体は、地域協議会への積極的な参画等により、共生社会の実現、地域産業政策の観点から、外国人材受入れ環境整備等の取組を推進。

8 送出機関及び送出しの在り方

- ・ 二国間取決め(MOC)により送出機関の取締りを強化。
- ・ 送出機関・受入れ機関の情報の透明性を高め、送出国間の競争を促進するとともに、来日後のミスマッチ等を防止。
- ・ 支払手数料を抑え、外国人と受入れ機関が適切に分担する仕組みを導入。

9 日本語能力の向上方策

- ・ 継続的な学習による段階的な日本語能力向上。
 - 就労開始前にA1相当以上の試験(日本語能力試験N5等)合格又は相当講習受講
特定技能1号移行時にA2相当以上の試験(日本語能力試験N4等)合格 ※当分の間は相当講習受講も可
特定技能2号移行時にB1相当以上の試験(日本語能力試験N3等)合格
- ※各分野でより高い水準の試験の合格を要件とすることを可能とする(4、6に同じ)。
- ・ 日本語支援に取り組んでいることを優良受入れ機関の認定要件に。
- ・ 日本語教育機関認定法の仕組みを活用し、教育の質の向上を図る。

10 その他(新たな制度に向けて)

- ・ 政府は、人権侵害行為に対しては現行制度下でも可能な対処を迅速に行う。
- ・ 政府は、移行期間を十分に確保するとともに丁寧な事前広報を行う。
- ・ 現行制度の利用者等に不当な不利益等を生じさせないように十分な配慮を行う。
- ・ 本人意向の転籍要件に関する就労期間について、当分の間、分野によって1年を超える期間の設定を認めるなど、必要な経過措置を設けることを検討。
- ・ 政府は、新たな制度等について、適切に情報発信し、関係者の理解を促進する。
- ・ 政府は、新たな制度の施行後も、運用状況について不断の検証と見直しを行う。

外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会

第1回：2023年7月24日

第2回：2023年10月4日

- 議題等（1）技能実習、特定技能、EPAの訪問系サービスの従事について
（2）技能実習の受入れ施設・事業所は設立から3年以上経過が必要について
（3）外国人介護人材に係る人員配置上の取扱い(配属後6ヶ月)

（1）の訪問系サービスの現行規制については、複数の委員が「外国人1人での訪問はやはり難しいのではないか」など懸念を表明する一方で、「集合住宅の併設事業所などでは対応できる」「外国人の在留年数などを考慮に入れてもいい」「複数名が同行する訪問入浴なら可能」といった意見もあった。

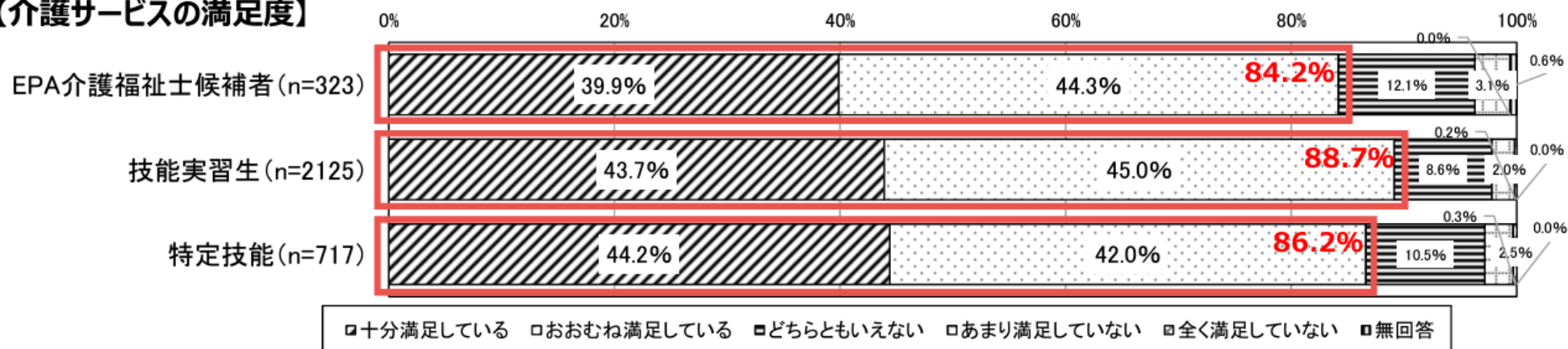
このほか（2）の3年以上の現行規制については、「新規開設でもしっかりした体制をとっている施設・事業所はある」「施設・事業所単位ではなく法人単位で捉えるべき」といった声が相次いだ。（3）の人員配置基準については、「カウントできない期間が半年もあると経営的に厳しい」「日本語スキルも含めて一定の教育・研修の期間は必要」などの意見が出ている。

主要議題を年内に取りまとめ、規制緩和に繋げる方針。

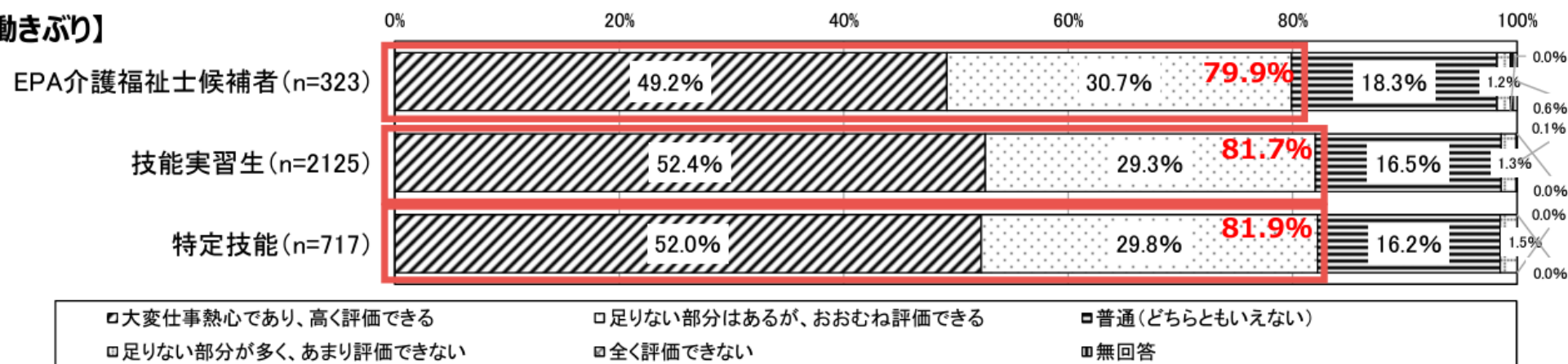
外国人介護職員による介護サービスの満足度・働きぶり(利用者・家族向けアンケート)

- 介護サービスの満足度について、「十分満足している」及び「おおむね満足している」と回答した割合の合計は、EPA介護福祉士候補者では84.2%、技能実習生では88.7%、特定技能では86.2%であった。
- 働きぶりについて、「大変仕事熱心であり、高く評価できる」及び「足りない部分はあるが、おおむね評価できる」と回答した割合の合計は、EPA介護福祉士候補者では79.9%、技能実習生では81.7%、特定技能では81.9%であった。

【介護サービスの満足度】



【働きぶり】



本日のセミナー内容

外国人雇用の最新状況	15分
------------	-----

制度と費用、受入れまとめ	35分
--------------	-----

休憩	10分
----	-----

現地の情報（ネパール）	30分
-------------	-----

合同面接会（面接者3名）	60分
--------------	-----

制度概要まとめ

在留資格	目的	期間	その他
EPA	経済連携 資格取得	4 年	・ 政府管掌 ・ 資格取得の目標で実習を行う
技能実習	国際貢献 技能移転	5年	・ 計画通りの実習が必要 ・ 監理団体が主導
特定技能	労働	5年	・ 労働者として受け入れ ・ 法的な支援実施が必要
介護	労働	制限なし	・ 労働者として受入れ ・ 介護福祉士資格保有 ・ 優秀だが採用競争激しい

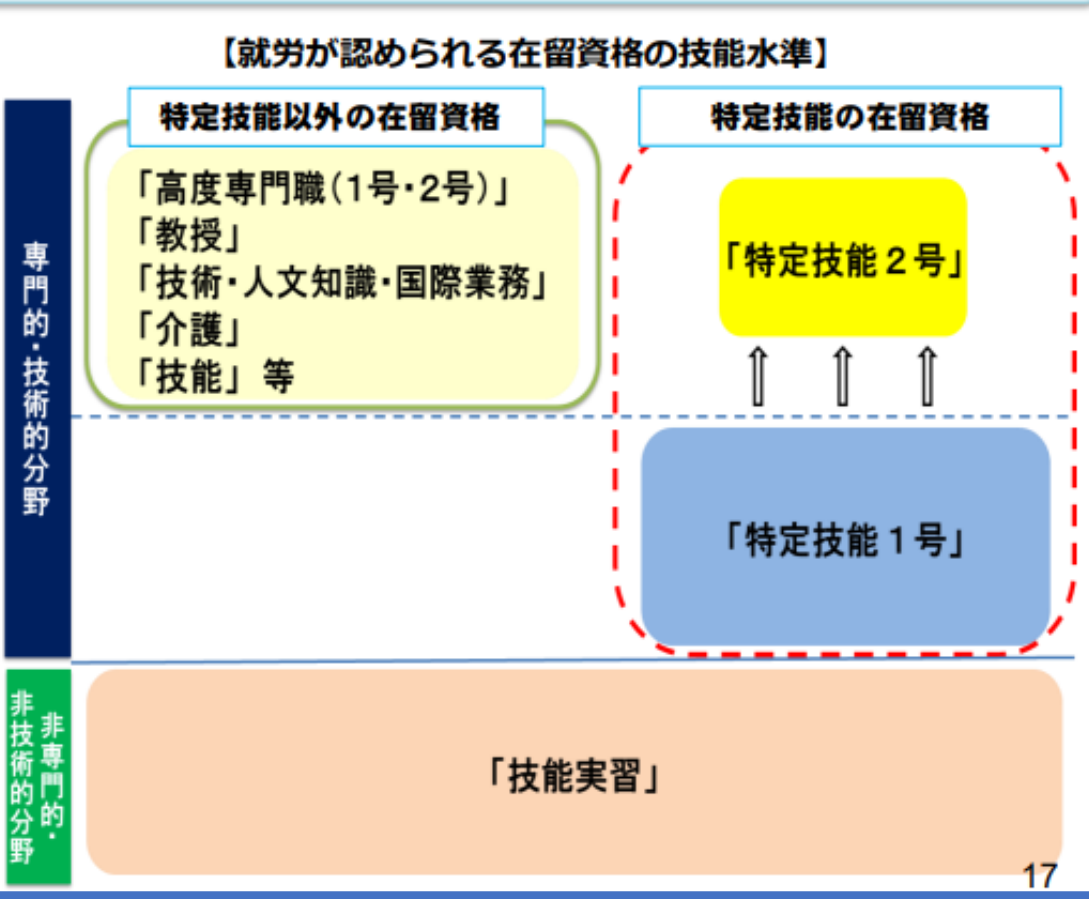
特定技能制度は、国内人材を確保することが困難な状況にある産業分野において、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることを目的とする制度です。2018年に可決・成立した改正出入国管理法により在留資格「特定技能」が創設され、2019年4月から受入れが可能となりました。

- **深刻化する人手不足への対応**として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）
- **特定技能1号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：154,864人（令和5年3月末現在、速報値）
- **特定技能2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：11人（令和5年3月末現在、速報値）

特定産業分野：介護、**ビルクリーニング**、**素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業**、**建設**、
(12分野) **造船・舶用工業**、**自動車整備**、**航空**、**宿泊**、**農業**、**漁業**、**飲食料品製造業**、**外食業**
(赤字は特定技能2号でも受入れ可)
(青字は特定技能2号でも受入れ可とする方針であり、省令等を改正する予定。)

特定技能1号のポイント	
在留期間	1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新（通算で上限5年まで）
技能水準	試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
日本語能力水準	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験免除）
家族の帯同	基本的に認めない
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象
需給調整	受入れ見込み数（上限あり）

特定技能2号のポイント	
在留期間	3年、1年又は6か月ごとの更新
技能水準	試験等で確認
日本語能力水準	試験等での確認は不要
家族の帯同	要件を満たせば可能（配偶者、子）
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外



受入れの要件（１）

特定技能外国人に関する基準

1. 年齢 18歳以上
2. 健康状態 良好であること（申請日から3ヶ月以内の健康診断結果が必要）
3. 技能水準 相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する事
※日本語検定N4 介護技能評価試験 介護日本語評価試験の合格
4. 退去強制令書の円滑な執行への協力に関するもの（イラン以外）
5. 通算在留期間 上限5年を超えない
6. 保証金の徴収・違約金契約等が徴収もしくは締結されていない事
7. 費用負担の合意 費用負担の内容が合理的かつ合意されていること
8. 母国の関連法令を遵守していること
9. 納税、社会保障等の義務を果たしていること（留学等）
10. 素行が不良でない事（留学等）
11. これまでの在留活動の状況（留学等）

雇用契約に関する要件

1. 日本人同等以上の給料額かつ直接雇用であること

特定技能外国人が従事する業務

介護分野において受け入れる 1 号特定技能外国人が従事する業務は、試験合格等により確認された技能を要する身体介護等（利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等）の業務をいい、訪問介護等の訪問系サービスは対象としない。当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：お知らせ等の掲示物の管理、物品の補充等）に付随的に従事することは差し支えない。

その他

1. 人数は事業所単位で、日本人等の常勤介護職員の総数を上限とすること
2. 厚生労働省が組織する「特定技能協議会」の構成員になること。

日本人常勤職員と同数まで受入れ可能、訪問/派遣×

受入れ施設に関する基準（主なもの）

1. 労働、社会保険及び租税に関する法令の規定を遵守していること
2. 非自発的離職者の発生をさせていない事
3. 施設が原因となる行方不明者を発生させていない事
4. 関係法律による刑罰を受けてない事（執行後５年以上経過していること）
→禁固以上の刑、出入国又は労働の関する法に違反し罰金刑に処せられた
6. 実習認定の取り消しを受けていない事
7. 出入国または労働関係法令に関する不正行為等を行っていない事
8. 暴力団員等が事業活動を支配、役員等が暴力団員ではない事
9. 労働者災害補償保険の適用を受けていること
10. 特定技能雇用契約の履行を継続的に行える体制であること
11. 外語福祉士国家試験の実務経験として認められる施設であること

2.3について再度確認をお願いします。

【参考】特定技能受入れ対象施設

対象施設 【介護福祉士国家試験の受験資格要件において「介護」の実務経験として認める施設のうち、現行制度において存在するものについて、訪問介護等の訪問系サービスを対象外とした形で整理したもの】（白：対象 緑：一部対象 灰色：対象外又は現行制度において存在しない。）

児童福祉法関係の施設・事業	生活サポート	指定認知症対応型共同生活介護
知的障害児施設	経過的デイサービス事業	指定介護予防認知症対応型共同生活介護
自閉症児施設	訪問入浴サービス	介護老人保健施設
知的障害児通園施設	地域活動支援センター	介護医療院
盲児施設	精神障害者社会復帰施設(精神障害者生活訓練施設・精神障害者授産施設・精神障害者福祉工場)	指定通所リハビリテーション
ろうあ児施設	在宅重度障害者通所援護事業(日本身体障害者団体連合会から助成を受けている期間に限る)	指定介護予防通所リハビリテーション
難聴幼児通園施設	知的障害者通所援護事業(全日本手をつなぐ育成会から助成を受けている期間に限る)	指定短期入所療養介護
肢体不自由児施設	居宅介護	指定介護予防短期入所療養介護
肢体不自由児通園施設	重度訪問介護	指定特定施設入居者生活介護
肢体不自由児療護施設	行動援護	指定介護予防特定施設入居者生活介護
重症心身障害児施設	同行援護	指定地域密着型特定施設入居者生活介護
重症心身障害児(者)通園事業	移動支援事業	サービス付き高齢者向け住宅※3
肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設の委託を受けた指定医療機関(国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって厚生労働大臣の指定するもの)		第1号訪問事業
児童発達支援	老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業	指定訪問介護
放課後等デイサービス	第1号通所事業	指定介護予防訪問介護
障害児入所施設	老人デイサービスセンター	指定夜間対応型訪問介護
児童発達支援センター	指定通所介護	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護
居宅訪問型児童発達支援	指定地域密着型通所介護(指定療養通所介護を含む)	指定訪問看護
保育所等訪問支援	指定認知症対応型通所介護	指定介護予防訪問看護
障害者総合支援法関係の施設・事業	指定介護予防認知症対応型通所介護	訪問看護事業
短期入所	老人短期入所施設	
障害者支援施設	指定短期入所生活介護	生活保護法関係の施設
療養介護	指定介護予防短期入所生活介護	救護施設
生活介護	養護老人ホーム※1	更生施設
児童デイサービス	特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設)	
共同生活介護(ケアホーム)	軽費老人ホーム※1	その他の社会福祉施設等
共同生活援助(グループホーム)(外部サービス利用型を除く)	ケアハウス※1	地域福祉センター
自立訓練	有料老人ホーム※1	隣保館デイサービス事業
就労移行支援	指定小規模多機能型居宅介護※2	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
就労継続支援	指定介護予防小規模多機能型居宅介護※2	ハンセン病療養所
知的障害者援護施設(知的障害者更生施設・知的障害者授産施設・知的障害者通所寮・知的障害者福祉工場)	指定看護小規模多機能型居宅介護※2	原子爆弾被爆者養護ホーム
身体障害者更生援護施設(身体障害者更生施設・身体障害者療護施設・身体障害者授産施設・身体障害者福祉工場)	指定訪問入浴介護	原子爆弾被爆者デイサービス事業
福祉ホーム	指定介護予防訪問入浴介護	原子爆弾被爆者ショートステイ事業
身体障害者自立支援		労災特別介護施設
日中一時支援		原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業
		家政婦紹介所(個人の家庭において、介護等の業務を行う場合に限る)
		病院又は診療所
		病院
		診療所

※1 特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除く。)、介護予防特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)、地域密着型特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型地域密着型特定施設入居者生活介護を除く。)を行う施設を対象とする。

※2 訪問系サービスに従事することは除く。

※3 有料老人ホームに該当する場合は、有料老人ホームとして要件を満たす施設を対象とする。

住居に関する要件

1. 同等の業務を行う日本人と同等の処遇を確保する事
2. 賃貸物件は個人名義か法人名義、もしくは法人所有の社宅等のいずれかを準備する事

3. 広さは1名あたり居室7.5平米以上を確保する事

※居室とは居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいい、ロフト等はこれに含まれない

4. 特定技能所属機関等が自ら賃借人となるときは、1号特定技能外国人に社宅等を貸与することにより経済的利益を得てはなりません
5. 個人による賃貸借契約に際し連帯保証人が必要な場合であって、連帯保証人として適当な者がいないときは、少なくとも「特定技能所属機関等が連帯保証人となる」「利用可能な家賃債務保証業者を確保するとともに、特定技能所属機関等が緊急連絡先となる のいずれかの支援を行う。

受入れ後の支援について

支援計画の概要②



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

①事前ガイダンス

・雇用契約締結後、在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



②出入国する際の送迎

・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



③住居確保・生活に必要な契約支援

・連帯保証人になる・社宅を提供する等
・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



④生活オリエンテーション

・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



⑤公的手続等への同行

・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助



⑥日本語学習の機会の提供

・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



⑦相談・苦情への対応

・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



⑧日本人との交流促進

・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



⑨転職支援(人員整理等の場合)

・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



⑩定期的な面談・行政機関への通報

・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的(3か月に1回以上)に面談し、労働基準法違反等があれば通報



受入の流れ

受入れまでの主要発生タスク



ランニング発生タスク

毎日必要に応じて発生

各種支援

3ヶ月毎に発生

定期的な面談

四半期報告提出

12ヶ月毎に発生

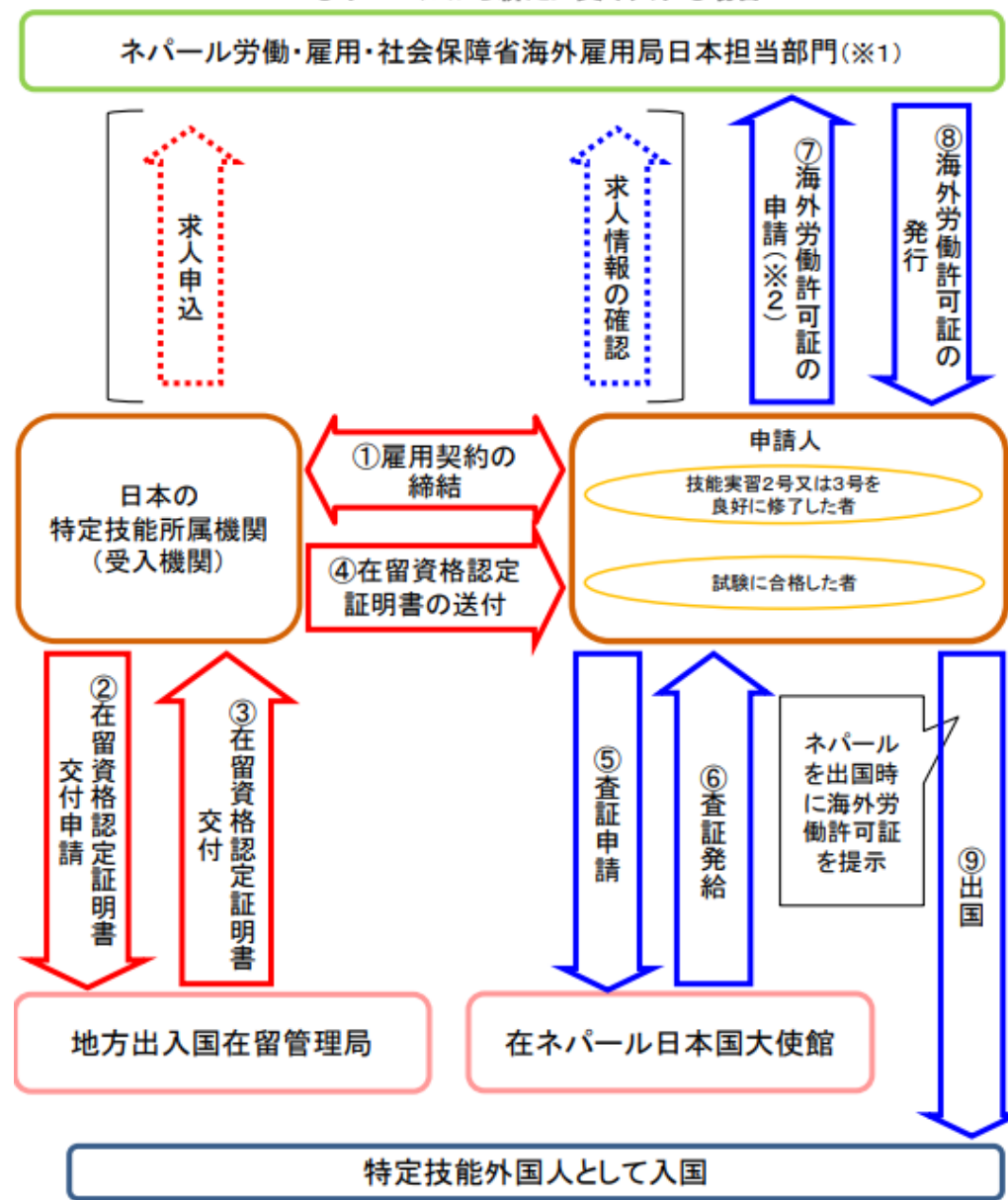
雇用契約/在留資格更新

5年後に発生

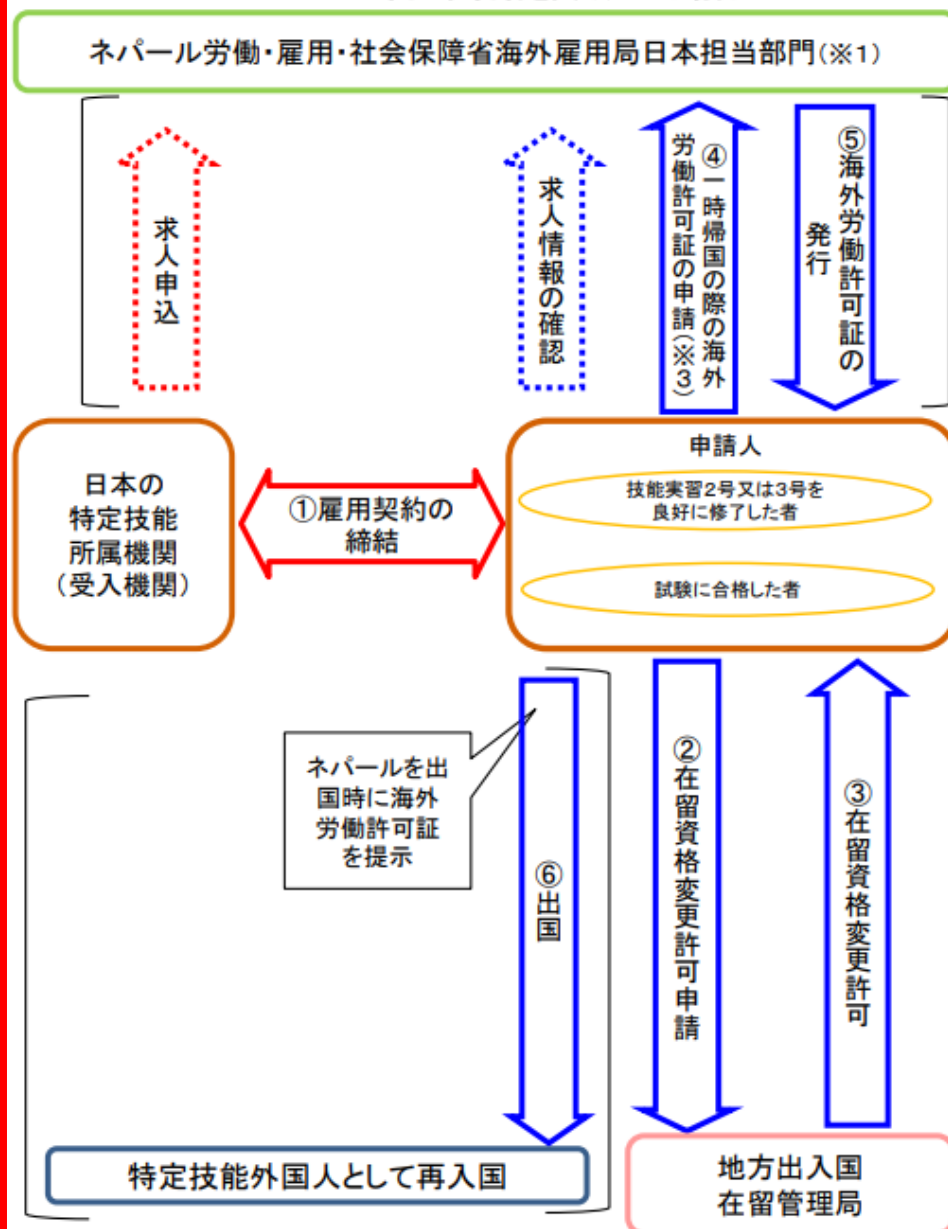
退社/帰国

受入れの流れ（ネパール）

○ネパールから新たに受け入れる場合



○国内在留者を受け入れる場合



(※1) 日本の特定技能所属機関は、駐日ネパール大使館を通じてネパール労働・雇用・社会保障省海外雇用局日本担当部門に提出することです。
 (※2) 査証を取得後、ネパール労働・雇用・社会保障省海外雇用局日本担当部門から海外労働許可証を取得することです。
 (※3) 在留資格「特定技能」への変更が認められた後、再入国許可(みなし再入国許可を含む。)によりネパールに一時帰国した場合、ネパール労働・雇用・社会保障省海外雇用局日本担当部門に申請し、海外労働許可証を取得することです。
 ④～⑥は、ネパール特定技能外国人が一時帰国し、再度入国する場合に必要な手続で、日本に在留している場合は必要ありません。

求人申込を提出することも可能とのことです。

発生するコストについて

1. 給料等の人件費

+

2. 受入れ準備に係る費用

+

3. 採用に係る費用

+

4. 委託業者への管理費

=

トータルコスト

【参考】受入れ時等の一般的な実費費用

	費用項目	金額	備考
○	フライト費用（入国時）	80,000円/名	東南アジア方面、通常期
○	送迎費用（移動交通費）	30,000円/1台	最寄り国際空港から公共交通機関もしくはレンタカー等による送迎となります。
○	住居費用（立上）	240,000円/1室	家賃60,000円、敷金2ヶ月、礼金1か月、保険・保障1か月で試算
○	生活家電品等	200,000円/室	TV、冷蔵庫、洗濯機、ガスコンロ、電子レンジ、照明、カーテン、布団、テーブルエアコン、自転車等
○	生活用品（消耗品）	15,000円/室	準備は初回のみ
○	ネット回線準備	10,000円/室～	フレッツ光
	任意保険（健康保険）	10,000円/1年	自己負担3割を保証 任意加入）
○	住居費用（解約時）	60,000円/室	退去時クリーニング費用（一般的な価格で試算）
	フライト費用（帰国時）	80,000円/名	東南アジア方面、通常期

※住居費用については地域相場、1室あたりの居住人数、本人負担額の設定によりお客様のご負担額は変動致します。

※生活家電品、用品については購入を前提に試算。社内で不要物のカンパを募るなど費用低減には様々な方法があります。

※任意健康保険の加入は義務ではありません。日本人同様に社会保険の加入は必ず必要です。

※退去時住居費用は利用状況により変動の可能性があります。

受入れ時の想定される費用は総額**635,000円**

業者への委託料について

費用項目	JICWELS資料	支援機関A社	支援機関B社	支援機関C社
現地育成費用	—	300,000円	コミコミ 1,000,000円	0
人材紹介手数料	—	50,000円		100,000円
入管書類作成支援料	—	70,000円		
受入れ時支援費用	—	100,000円		50,000円
受入れ時費用合計	287,820円	520,000円		150,000円
入社後支援費用単価	27,320円	25,000円	15,000円	35,000円
入社後支援総額	1,639,200円	1,500,000円	900,000円	2,100,000円
支援機関支払額合計	1,927,020円	2,020,000円	1,900,000円	2,250,000円
受入れ時準備費用（1回）	635,000円（前頁参照）			
在留資格更新費用（4回）	200,000円（50,000円×4回）			
費用合計（60ヶ月）	2,762,020円	2,855,000円	2,735,000円	3,085,000円
1年間あたりコスト	552,404円	571,000円	547,000円	617,000円
1時間あたりコスト	262円	271円	259円	292円

引用:国際厚生事業団 令和3年度「介護分野における特定技能制度の推進方策に関する調査研究」報告書：2022年4月12日

本日のセミナー内容

外国人雇用の最新状況	15分
------------	-----

制度と費用、受入れまとめ	35分
--------------	-----

休憩	10分
----	-----

現地の情報（ネパール）	30分
-------------	-----

合同面接会（面接者3名）	60分
--------------	-----

本日のセミナー内容

外国人雇用の最新状況	15分
------------	-----

制度と費用、受入れまとめ	35分
--------------	-----

休憩	10分
----	-----

現地の情報（ネパール）	30分
-------------	-----

合同面接会（面接者3名）	60分
--------------	-----

【氏名/出身地】

バストラ カマル / カトマンズ市

【学歴】

トリプバン大学理工学部 卒業

【仕事の経験】

玉川国際学院

公益財団法人国際人材交流支援機構

株式会社アウトソーシング

現：Mirai International 経営

【業務の経験】

- ・ 特定技能外国人・特定技能者関連業務全般
- ・ 日本でのネパール、スリランカ、ミャンマーなどの留学生の進路や生活サポートを実施

現在のネパールの状況について教えてください。

①ネパールってどんな国ですか？

②国民性や特徴を教えてください。

③仕事はあるの？失業率は？給料はどのくらい？
海外で働くことについて皆さんの考えは？

現在のネパールの状況について教えてください。

④海外就労の状況について

ネパールの皆さんにとって、日本の人気は？

もっとも人気のある国はどこですか？

現在のネパールの状況について教えてください。

⑤ネパール人の日本語レベルは？

実習生や特定技能の日本語レベルを教えてください。

介護の仕事について

⑥介護現場で勤務した方の感想は？

特定技能の皆さんの介護の仕事に対する、
一般的な感想を教えてください。

生活全般について

- ⑦ネパールの皆さんと生活することについて
注意することがあれば教えてください。
※宗教や国民性について

カトマンズ



野良牛



本日のセミナー内容

外国人雇用の最新状況	15分
------------	-----

制度と費用、受入れまとめ	35分
--------------	-----

休憩	10分
----	-----

現地の情報（ネパール）	30分
-------------	-----

合同面接会（面接者3名）	60分
--------------	-----

本日の候補者 3 名は日本での介護勤務を希望しています。気に入った方がいた場合、有老協事務局を通じて豊田プランニングまでご連絡ください。

【注意事項】

1. 各社の雇用条件をご提示し、本人の希望を確認後二次面接を行います。
2. 登録支援機関や書類作成などは、御社の状況を伺ったうえで賛同会員等をご紹介します。
3. スムーズに内定したとして、入国は半年程度先になります。
4. 料金について
今回は有老協主催の合同面接会となります。
採用に至った場合、職業紹介手数料を無料とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

